



| 目次 | ページ |
|--|-----|
| 告示 | |
| ○県統計調査の実施及び告示の廃止 (統計分析課) | 1 |
| ○大規模小売店舗に関する変更の届出 (経営支援課) | 1 |
| ○保安林の指定予定の通知 (2件) (治山林道課) | 2 |
| ○海区漁場計画の定め (漁業管理課) | 2 |
| ○国土調査の成果の認証 (用地対策課) | 3 |
| 公告 | |
| ○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課) | 3 |
| 高知県選挙管理委員会告示 | |
| ◎告示 (その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定)の一部改正 (10・7 掲示) | 4 |
| 監査公表 | |
| ○定期監査の執行結果 (総務部デジタル政策課ほか) | 5 |
| 落札公告 | |
| ○落札者等の公告 (会計管理課) | 10 |

告 示

高知県告示第897号
 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示し、令和2年8月高知県告示第659号(県統計調査の実施)は、廃止する。
 令和3年10月19日
 高知県知事 濱田 省司

1 調査の名称
津波避難場所総点検

2 調査の目的
県内の津波避難場所の資機材等の整備状況を把握し、その整備を促進するための基礎資料とするため。

3 調査対象の範囲

(1) 地域
県内全域

(2) 単位
市町村

(3) 属性
県内の沿岸部の市町村

4 報告を求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告を求める事項
 ア 津波避難場所の収容可能人数
 イ 津波避難場所の想定避難者数
 ウ 津波避難場所の備蓄物資
 エ 津波避難場所の停電時に利用可能な照明(避難誘導用のもの)
 オ 津波避難場所の昇降設備等
 カ 津波避難場所における連絡手段等

(2) その基準となる期日
 毎年3月31日(令和3年度にあつては、令和3年12月31日)

5 報告を求める者

(1) 数
19市町村

(2) 選定方法
県が作成したリストによる全数

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織
県から報告者に直接報告を求める。

(2) 調査方法
電子メールによる調査

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期
1年

(2) 調査の実施期間
毎年4月中旬から6月下旬まで(令和3年度にあつては、令和4年1月上旬から同年2月上旬まで)

高知県告示第898号
 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。
 なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。
 令和3年10月19日
 高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

(1) 届出者の名称
四万十市商業協同組合 代表理事 本田 園

(2) 届出者の住所
四万十市右山五月町8番13号

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
アピアさつき
四万十市右山五月町8番13号

(4) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する法人の代表者の氏名
(変更前) 代表理事 石崎 健吉
(変更後) 代表理事 本田 園

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
(変更前)

| 小売業者名 | 代表者名 | 住所 |
|-------------------|-------------|------------------|
| 株式会社中村スーパーマーケット | 代表取締役 竹内 均 | 四万十市中村本町二丁目15番地 |
| 有限会社まるいしベルモードまるいし | 代表取締役 石崎 健吉 | 四万十市一条通一丁目25番地 |
| 有限会社まるいしブティックキャル | 代表取締役 石崎 健吉 | 四万十市一条通一丁目25番地 |
| 有限会社メイク | 代表取締役 本田 園 | 四万十市右山五月町8番13号 |
| 株式会社ワークウェイ | 代表取締役 奥村 昭二 | 高知市百石町四丁目21-18 |
| 有限会社ぶちランド | 代表取締役 石崎 健吉 | 四万十市右山五月町8番13号 |
| 有限会社カモイフーズ | 代表取締役 鴨居 陸男 | 四万十市中村一条通五丁目29番地 |
| Seria生活良品アピアさつき店 | 弘田 和幸 | 四万十市古津賀3770-12 |
| 中平鮮魚店 | 中平 建史 | 四万十市古津賀3096-24 |

| | | |
|------------|-----------------|---------------------|
| リカーランド アサイ | 浅井 浩二 | 四万十市右山天神町7-8 |
| ジョイしまんと | 小川 直久 | 四万十市具同8259-3 |
| キャメロックス | 野地 豊之 | 四万十市中村東町二丁目3-3 |
| HaNatatsu | 沖本 竜也 | 四万十市右山天神町2-4 |
| Vabene | 浜田 光子 | 四万十市荒川1715-1 |
| 株式会社ゲオ | 代表取締役 沢田 喜代則 | 愛知県春日井市如意申町五丁目11番地1 |

(変更後)

| 小売業者名 | 代表者名 | 住所 |
|-----------------------|----------------|-------------------|
| 株式会社サニーマート 毎日屋さつき店 | 代表取締役 中村 彰宏 | 高知市山手町81 |
| 株式会社ダイレックス アピアさつき店 | 代表取締役 多田 高志 | 佐賀県佐賀市高木瀬長大字長瀬930 |
| 有限会社まるいし ベルモードまるいし | 代表取締役 石崎 健吉 | 四万十市一条通一丁目25番地 |
| 有限会社メイク | 代表取締役 本田 園 | 四万十市右山五月町8番13号 |
| Seria生活良品ア ピアさつき店 | 弘田 和幸 | 四万十市古津賀3770-12 |
| 中平鮮魚店 | 中平 健児 | 四万十市古津賀3096-24 |
| リカーランド アサイ | 浅井 浩二 | 四万十市右山天 |

| | | |
|------------------|----------------|------------------------|
| | | 神町7-8 |
| Vabene | 浜田 光子 | 四万十市荒川1715-1 |
| 株式会社ゲオ | 代表取締役 吉川 恭史 | 愛知県名古屋市中区富士見町8-8 OMCビル |
| シューズ&バッグ ブ ーケ | 細川ひとみ | 四万十市中村本町五丁目17番地 |

(5) 変更年月日

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名の変更については、平成29年12月5日、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更については令和3年4月28日

(6) 変更理由

設置者の代表者の変更及び小売業者の変更並びに小売業者入退店のため

2 届出年月日

令和3年9月16日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課
四万十市役所

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第899号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があつたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年10月19日

高知県知事 濱田 省司

1 保安林予定森林の所在場所

吾川郡いの町下八川字磨野甲3232の1、甲3242

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字磨野甲3232の1・甲3242（以上2筆について次の図に

示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第900号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があつたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年10月19日

高知県知事 濱田 省司

1 保安林予定森林の所在場所

吾川郡いの町上八川下分字清水荒9277の1、9283の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字清水荒9277の1・9283の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第901号

漁業法（昭和24年法律第267号）第62条第1項の規定により海区漁場計画を定めたので、同法第64条第6項の規定により当該海区漁場計画の内容、海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果等について次のとおり告示する。

令和3年10月19日

高知県知事 濱田 省司

第1 海区漁場計画の内容

第1-1 漁業権に関する事項

◎定置漁業権(2件)

1 公示番号 定第1,036号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町三津竹ヶ鼻沖(三津2号)

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 室戸市室戸岬町三津竹ヶ鼻漁場基点第26号

基点乙 室戸市室戸岬町三津丸山県漁場基点第27号

ア 甲から乙を見通した線から左に92度16分の線と乙から甲を見通した線から右に51度40分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に69度46分の線と乙から甲を見通した線から右に71度58分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に30度3分の線と乙から甲を見通した線から右に41度10分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に85度42分の線と乙から甲を見通した線から右に13度21分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域。ただし、共第2,525号の漁場の区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
ぶり、あじ、その他 1月1日から12月31日まで
定置漁業

(3) 漁業権の存続期間

漁業の免許の日から令和5年8月31日まで

(4) 条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

2 公示番号 定第1,037号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町三津長濬沖(三津1号)

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 室戸市室戸岬町三津丸山県漁場基点第27号

基点乙 室戸市室戸岬町六ヶ谷県漁場基点第29号

ア 甲から乙を見通した線から左に41度13分の線と乙から甲を見通した線から右に59度2分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に33度34分の線と乙から甲を見通した線から右に77度32分の線との交点

ウ 乙から甲を見通した線から右に12度20分の線と乙から346メートルの点

エ 乙から甲を見通した線から右に6度30分の線と乙から636メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域。ただし、共第2,527号の漁場の区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
ぶり、あじ、その他 1月1日から12月31日まで
定置漁業

(3) 漁業権の存続期間

漁業の免許の日から令和5年8月31日まで

(4) 条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

第1-2 保全沿岸漁場に関する事項

なし

第2 海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

高知県水産振興部漁業管理課に備え置いて一般の縦覧に供する。

第3 漁場の図面

高知県水産振興部漁業管理課に備え置いて一般の縦覧に供する。

第4 漁業の免許予定日

令和4年1月21日

第5 漁業の免許申請期間

令和3年11月19日から同年12月3日まで

高知県告示第902号

室戸市佐喜浜町の一部地区、須崎市桑田山甲の一部地区、土佐清水市布の一部地区、長岡郡本山町下関の一部地区並びに土佐郡土佐町田井及び境の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。
令和3年10月19日

高知県知事 濱田 省司

1 調査を行った者の名称

(1) 室戸市

- (2) 須崎市
- (3) 土佐清水市
- (4) 本山町
- (5) 土佐町

2 調査を行った地域及び時期

- (1) 室戸市佐喜浜町の一部
平成28年度から平成30年度まで
- (2) 須崎市桑田山甲の一部
平成30年度及び令和元年度
- (3) 土佐清水市布の一部
平成30年度及び令和元年度
- (4) 長岡郡本山町下関の一部
令和元年度及び令和2年度
- (5) 土佐郡土佐町田井及び境の各一部
平成29年度及び平成30年度

3 成果の名称

- (1) 室戸市地籍図及び地籍簿
- (2) 須崎市地籍図及び地籍簿
- (3) 土佐清水市地籍図及び地籍簿
- (4) 本山町地籍図及び地籍簿
- (5) 土佐町地籍図及び地籍簿

4 認証年月日

令和3年10月19日

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、土佐市土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の出がであった。

令和3年10月19日

高知県知事 濱田 省司

| 役名 | 氏名 | 住所 |
|------|-------|-----------------|
| (退任) | | |
| 理事 | 板原 啓文 | 土佐市高岡町丁943番イ2号地 |
| 〃 | 井上 稔 | 〃 〃 丁1797番地 |
| 〃 | 中山 邦夫 | 〃 〃 乙564番地 |
| 〃 | 福原 章芳 | 〃 〃 乙2996番地 |
| 〃 | 野瀬 博 | 〃 〃 甲1512番地 |
| 〃 | 森岡 茂 | 〃 〃 甲803番地の4 |
| 〃 | 石元 博昭 | 〃 〃 丁861番地 |
| 〃 | 森澤 孝夫 | 〃 〃 丙653番地の1 |
| 〃 | 森澤 芳人 | 〃 〃 丙150番地のロ |
| 〃 | 市川 精香 | 〃 塚地386番地1 |
| 〃 | 小川 和章 | 〃 用石1579番地 |
| 〃 | 小川 建志 | 〃 中島457番地の4 |

" 田村 良一 " 蓮池3431番地の2
 " 西山 昂 " " 2946番地の1
 " 山崎 健夫 " " 865番地
 " 廣瀬 輝幸 " 波介1493番地1
 " 森澤 健良 " 新居2355番地の2
 " 久保 直和 " " 1028番地
 " 坂本 英幸 " " 2341番地
 " 森岡 和彦 " " 513番地
 監事 矢野 泰幸 " 蓮池249番地
 " 近澤 孝雄 " 新居1764番地
 " 石元 憲郎 " 高岡町丁1030番地
 (就任)
 理事 板原 啓文 土佐市高岡町丁943番イ2号地
 " 井上 稔 " " 丁1797番地
 " 吉良 健正 " " 乙489番地
 " 福原 章芳 " " 乙2996番地
 " 山本 雅徳 " " 甲529番地
 " 森岡 茂 " " 甲803番地の4
 " 石元 孝昭 " " 丁909番地
 " 福原 計博 " " 丙733番地の1
 " 森澤 芳人 " " 丙150番地のロ
 " 市川 精香 " 塚地386番地1
 " 小川 和章 " 用石1579番地
 " 國則 英機 " 中島10番地5
 " 田村 昭造 " 蓮池3550番地
 " 西山 昂 " " 2946番地の1
 " 山崎 健夫 " " 865番地
 " 廣瀬 輝幸 " 波介1493番地1
 " 森澤 健良 " 新居2355番地の2
 " 中内 誠 " " 1047番地
 " 坂本 英幸 " " 2341番地
 " 森岡 和彦 " " 513番地
 監事 矢野 泰幸 " 蓮池249番地
 " 近澤 孝雄 " 新居1764番地
 " 石元 憲郎 " 高岡町丁1030番地
 " 森 勇一 " 東鴨地846番地

 選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第84号

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年10月7日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

1 病院の表中

「

| | |
|---------------|----------------|
| 医療法人地塩会南国中央病院 | 南国市後免町三丁目1番27号 |
|---------------|----------------|

を

「

| | |
|---------------|----------------|
| 医療法人地塩会南国中央病院 | 南国市後免町三丁目1番27号 |
| 医療法人つくし会南国病院 | 南国市大桶甲1479番地3 |

」

に改める。

監 査 公 表

監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年10月19日

| | | |
|---------|----|----|
| 高知県監査委員 | 桑名 | 龍吾 |
| 同 | 土居 | 央 |
| 同 | 奥村 | 陽子 |
| 同 | 植田 | 茂 |

定期監査結果報告（令和3年度第2回）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、高知県監査委員監査基準（令和2年高知県監査公表第7号）に準拠し監査を実施したので、定期監査の結果を下記のとおり報告する。

記

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査のうち同条第4項の定期監査

2 監査の対象

監査対象機関234機関（出先機関125機関を含む。）のうち本庁109機関（別表1のとおり）

3 監査の着眼点（評価項目）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかとした。

4 監査の実施内容

令和2年度の業務を対象とし、監査対象機関から提出された関係書類を照合するとともに、関係職員から説明を聴取する等の方法により、監査委員による監査及び事務局職員による監査を実施した。

第2 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

実施機関別に是正又は改善を要する事務として、指摘事項及び注意事項としたものは、別表2のとおりであり、事務区分別では、別表3のとおりである。

なお、是正又は改善を要する事務のうち指摘事項としたものは、次のとおりである。

1 指摘事項

(1) 総務部デジタル政策課

令和2年7月に1日も出勤していない会計年度任用職員に対して、本来支給することができない同月分の通勤手当を支給していた。

これは、職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができないと定めた、通勤手当に関する規則（昭和33年高知県人事委員会規則第10号）第15条の規定に反する不適切な事務処理である。

速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け

必要な措置を講じられたい。

(2) 子ども・福祉政策部障害福祉課

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）実施要綱に基づく申請受付及び支払事務に関する委託契約において、減額の変更契約を締結する際に支出負担行為決議書（変更）を作成していなかった。

これは、支出負担行為をしようとするときは、支出負担行為決議書により決議することを定めた、高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第43条第1項の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(3) 商工労働部経営支援課

商店街等振興計画推進事業費補助金において、補助事業者から経費配分の変更交付申請が提出され、補助金額が減額となるにもかかわらず、変更交付決定及び支出負担行為の減額を行っていないかった。

これは、商店街等振興計画推進事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定に反するとともに、支出負担行為をしようとするときは、支出負担行為決議書により決議することを定めた、高知県会計規則第43条第1項の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(4) 観光振興部観光政策課

別途食糧費が支出されていたにもかかわらず、宿泊諸費の減額を行っていないため、旅費が過払となっていた。

夕食代に相当する経費が別途食糧費等で支出される場合は、総務部長通知（職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例等の施行に伴う旅費の取扱いについて）に基づき宿泊諸費を減じた旅費を支給しなければならないところ、減額を行っていないかった。

これは、普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費を支弁すると定めた、地方自治法第232条第1項の規定に反する不適切な事務処理である。

速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(5) 農業振興部環境農業推進課

令和2年度高知県環境保全型農業直接支払交付金を過大に支出していた。

これは、補助事業者から実績報告書が提出された際、報告書に記載された金額に基づかず、過大に交付金の確定を行い支出していたものであり、普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費を支弁すると定めた、地方自治法第232条第1項

の規定に反する不適切な事務処理である。

速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(6) 林業振興・環境部木材産業振興課

土佐材パートナー企業登録証盾のうち2社分について、誤った記載内容で発注したことにより、正しい内容の盾を追加作成していた。

適正な事務処理を行っていれば不要であった支出が発生したものである。

これは、普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費を支弁すると定めた、地方自治法第232条第1項の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(7) 教育委員会

ア 教育委員会事務局小中学校課

30万円以上の物品購入に当たり、2人以上の者から見積書を徴する必要があるにもかかわらず、1者の見積書しか徴していなかった。

これは、随意契約によろうとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならないと定めた、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第32条の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

イ 教育委員会事務局高等学校振興課

令和元年度高知県立学校昼食費補助金において、消費税仕入控除税額等の確定に係る報告を求めていなかったため、補助金の返還が行われていなかった。

高知県立学校昼食補助金交付要綱第10条第3項において、実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに高知県教育長に報告すると定められているにもかかわらず、補助事業者から報告を受けていなかったことにより、本来、行うべき補助金の返還手続がされておらず、過払が生じているものである。

これは、普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費を支弁すると定めた、地方自治法第232条第1項の規定に反する不適切な事務処理である。

速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(8) 警察本部

運転免許センターにおいて、令和2年12月に1日も出勤していない職員に対して、本来支給することができな

い同月分の通勤手当を支給していた。

これは、職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができないと定めた、通勤手当に関する規則第15条の規定に反する不適切な事務処理である。

速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

2 意見

事務処理の誤りの多くは、担当者の会計事務に対する知識不足や確認不足と、決裁の過程で上司がその誤りを是正できていないことに起因している。

事務処理に当たっては、担当者はその根拠を自ら確認し行うとともに、管理職員も十分に注意して決裁等の事務を行われたい。

別表1（監査対象機関）

| 機関名 | |
|------------------|--------------|
| 知事部局 | 総務部 |
| | 秘書課 |
| | 政策企画課 |
| | 広報広聴課 |
| | 法務文書課 |
| | 行政管理課 |
| | 人事課 |
| | 職員厚生課 |
| | 財政課 |
| | 税務課 |
| | 市町村振興課 |
| | デジタル政策課 |
| | 統計分析課 |
| | 管財課 |
| | 総務部 13課 |
| | 危機管理部 |
| | 危機管理・防災課 |
| | 南海トラフ地震対策課 |
| | 消防政策課 |
| | 危機管理部 3課 |
| | 健康政策部 |
| 健康長寿政策課 | |
| 医療政策課 | |
| 在宅療養推進課 | |
| 国民健康保険課 | |
| 健康対策課 | |
| 業務衛生課 | |
| 健康政策部 6課 | |
| 子ども・福祉政策部 | |
| 地域福祉政策課 | |
| 高齢者福祉課 | |
| 障害福祉課 | |
| 障害保健支援課 | |
| 子ども・子育て支援課 | |
| 少子対策課 | |
| 福祉指導課 | |
| 人権・男女共同参画課 | |
| 子ども・福祉政策部 8課 | |

| 機関名 | |
|--------------|------------------|
| 知事部局 | 文化生活スポーツ部 |
| | 文化振興課 |
| | まんが王国土佐推進課 |
| | 国際交流課 |
| | 県民生活課 |
| | 私学・大学支援課 |
| | スポーツ課 |
| | 文化生活スポーツ部 6課 |
| | 産業振興推進部 |
| | 計画推進課 |
| | 産学官民連携・起業推進課 |
| | 地産地消・外商課 |
| | 産業振興推進部 3課 |
| | 中山間振興・交通部 |
| | 中山間地域対策課 |
| | 移住促進課 |
| | 鳥獣対策課 |
| | 交通運輸政策課 |
| | 中山間振興・交通部 4課 |
| | 商工労働部 |
| | 商工政策課 |
| 産業デジタル化推進課 | |
| 工業振興課 | |
| 経営支援課 | |
| 企業誘致課 | |
| 雇用労働政策課 | |
| 商工労働部 6課 | |
| 観光振興部 | |
| 観光政策課 | |
| 国際観光課 | |
| 地域観光課 | |
| おもてなし課 | |
| 観光振興部 4課 | |

| 機関名 | |
|--------------|-----------------|
| 知事部局 | 農業振興部 |
| | 農業政策課 |
| | 農業担い手支援課 |
| | 協同組合指導課 |
| | 環境農業推進課 |
| | 農業イノベーション推進課 |
| | 農産物マーケティング戦略課 |
| | 畜産振興課 |
| | 農業基盤課 |
| | 競馬対策課 |
| | 農業振興部 9課 |
| | 林業振興・環境部 |
| | 林業環境政策課 |
| | 森づくり推進課 |
| | 木材増産推進課 |
| | 木材産業振興課 |
| | 治山林道課 |
| | 環境計画推進課 |
| | 自然共生課 |
| | 環境対策課 |
| | 林業振興・環境部 8課 |
| 水産振興部 | |
| 水産政策課 | |
| 漁業管理課 | |
| 漁業振興課 | |
| 水産流通課 | |
| 漁港漁場課 | |
| 水産振興部 5課 | |
| 土木部 | |
| 土木政策課 | |
| 技術管理課 | |
| 用地対策課 | |
| 河川課 | |
| 防災砂防課 | |
| 道路課 | |
| 都市計画課 | |
| 公園下水道課 | |
| 住宅課 | |

| 機関名 | | |
|--------------|--------------|-----------------|
| 知事部局 | 土木部 | |
| | 建築指導課 | |
| | 建築課 | |
| | 港湾振興課 | |
| | 港湾・海岸課 | |
| | 土木部 13課 | |
| | 会計管理局 | |
| | 会計管理課 | |
| | 総務事務センター | |
| | 会計管理局 2課 | |
| 公営企業局 | 公営企業局 | |
| | 電気工水課 | |
| | 県立病院課 | |
| | 公営企業局 2課 | |
| | 教育委員会 | 教育委員会事務局 |
| | | 教育政策課 |
| | | 教職員・福利課 |
| | | 学校安全対策課 |
| | | 幼保支援課 |
| | | 小中学校課 |
| 高等学校課 | | |
| 高等学校振興課 | | |
| 特別支援教育課 | | |
| 生涯学習課 | | |
| 文化財課 | | |
| 保健体育課 | | |
| 人権教育・児童生徒課 | | |
| 教育委員会事務局 12課 | | |
| 警察本部 | 警察本部 | |
| | 警察本部 1機関 | |
| | その他機関 | 議会事務局 |
| | | 監査委員事務局 |
| | | 人事委員会事務局 |
| 労働委員会事務局 | | |
| その他機関 4機関 | | |
| 合計 109機関 | | |

別表2(実施機関別の指摘事項及び注意事項)

() : 指摘事項の件数で内数

| 機関名 | 事務区分 | | | | | | | | 計 |
|------------------|------|------|-------|------|------------------|----------------|-------------------|----|-------|
| | 共通 | 収入事務 | 支出事務 | 契約事務 | 補助金の交付 に関する事務 | 財産・物品 等管理事務 | 土木・建築工事 に関する事務 | 検討 | |
| 知事部局 | | | | | | | | | |
| 総務部 | 1 | | 2 (1) | 2 | | | | | 5 (1) |
| 秘書課 | | | | | | | | | |
| 政策企画課 | | | | | | | | | |
| 広報広聴課 | | | | | | | | | |
| 法務文書課 | | | | | | | | | |
| 行政管理課 | | | | | | | | | |
| 人事課 | | | 1 | | | | | | 1 |
| 職員厚生課 | | | | | | | | | |
| 財政課 | | | | | | | | | |
| 税務課 | 1 | | | 1 | | | | | 2 |
| 市町村振興課 | | | | | | | | | |
| デジタル政策課 | | | 1 (1) | | | | | | 1 (1) |
| 統計分析課 | | | | | | | | | |
| 管財課 | | | | 1 | | | | | 1 |
| 危機管理部 | | | | 2 | | | | | 2 |
| 危機管理・防災課 | | | | 1 | | | | | 1 |
| 南海トラフ地震対策課 | | | | 1 | | | | | 1 |
| 消防政策課 | | | | | | | | | |
| 健康政策部 | 1 | 1 | 1 | | | | | | 3 |
| 健康長寿政策課 | | 1 | | | | | | | 1 |
| 医療政策課 | | | | | | | | | |
| 在宅療養推進課 | | | | | | | | | |
| 国民健康保険課 | 1 | | 1 | | | | | | 2 |
| 健康対策課 | | | | | | | | | |
| 薬務衛生課 | | | | | | | | | |
| 子ども・福祉政策部 | | 3 | 1 (1) | | | | | | 4 (1) |
| 地域福祉政策課 | | | | | | | | | |
| 高齢者福祉課 | | 2 | | | | | | | 2 |
| 障害福祉課 | | | 1 (1) | | | | | | 1 (1) |
| 障害保健支援課 | | | | | | | | | |
| 子ども・子育て支援課 | | 1 | | | | | | | 1 |
| 少子対策課 | | | | | | | | | |
| 福祉指導課 | | | | | | | | | |
| 人権・男女共同参画課 | | | | | | | | | |

() : 指摘事項の件数で内数

| 機関名 | 事務区分 | | | | | | | | 計 |
|------------------|------|------|-------|------|------------------|----------------|-------------------|----|-------|
| | 共通 | 収入事務 | 支出事務 | 契約事務 | 補助金の交付 に関する事務 | 財産・物品 等管理事務 | 土木・建築工事 に関する事務 | 検討 | |
| 知事部局 | | | | | | | | | |
| 文化生活スポーツ部 | | 1 | 1 | | 1 | | 3 | | 6 |
| 文化振興課 | | 1 | | | | | 1 | | 2 |
| まんが王国土佐推進課 | | | | | | | | | |
| 国際交流課 | | | | | | | | | |
| 県民生活課 | | | 1 | | 1 | | | | 2 |
| 私学・大学支援課 | | | | | | | | | |
| スポーツ課 | | | | | | | 2 | | 2 |
| 産業振興推進部 | | | 1 | 1 | 2 | | | | 4 |
| 計画推進課 | | | | | 2 | | | | 2 |
| 産学官民連携・起業推進課 | | | | | | | | | |
| 地産地消・外商課 | | | 1 | 1 | | | | | 2 |
| 中山間振興・交通部 | | | | | | | | | 0 |
| 中山間地域対策課 | | | | | | | | | |
| 移住促進課 | | | | | | | | | |
| 鳥獣対策課 | | | | | | | | | |
| 交通運輸政策課 | | | | | | | | | |
| 商工労働部 | | | 2 | | 2 (1) | | 1 | | 5 (1) |
| 商工政策課 | | | | | | | | | |
| 産業デジタル化推進課 | | | | | | | | | |
| 工業振興課 | | | 1 | | | | | | 1 |
| 経営支援課 | | | | | 2 (1) | | | | 2 (1) |
| 企業誘致課 | | | 1 | | | | 1 | | 2 |
| 雇用労働政策課 | | | | | | | | | |
| 観光振興部 | | | 2 (1) | | 1 | | | | 3 (1) |
| 観光政策課 | | | 1 (1) | | | | | | 1 (1) |
| 国際観光課 | | | 1 | | | | | | 1 |
| 地域観光課 | | | | | | | | | |
| おもてなし課 | | | | | 1 | | | | 1 |
| 農業振興部 | | | 1 | 1 | 2 (1) | | | | 4 (1) |
| 農業政策課 | | | 1 | | | | | | 1 |
| 農業担い手支援課 | | | | | | | | | |
| 協同組合指導課 | | | | | | | | | |
| 環境農業推進課 | | | | 1 | 2 (1) | | | | 3 (1) |
| 農業イノベーション推進課 | | | | | | | | | |
| 農産物マーケティング戦略課 | | | | | | | | | |
| 畜産振興課 | | | | | | | | | |
| 農業基盤課 | | | | | | | | | |
| 競馬対策課 | | | | | | | | | |

() : 指撥事項の件数で内数

| 機関名 | 事務区分 | | | | | | | | |
|-----------------|-------|------|------|------|------------------|----------------|-------------------|----|-------|
| | 共通 | 収入事務 | 支出事務 | 契約事務 | 補助金の交付 に関する事務 | 財産・物品 等管理事務 | 土木・建築工事 に関する事務 | 検討 | 計 |
| 知事部局 | | | | | | | | | |
| 林業振興・環境部 | 1 (1) | 1 | 1 | | 1 | | 1 | | 5 (1) |
| 林業環境政策課 | | | | | | | | | |
| 森づくり推進課 | | | | | | | | | |
| 木材増産推進課 | | | | | | | | | |
| 木材産業振興課 | 1 (1) | | | | 1 | | | | 2 (1) |
| 治山林道課 | | | | | | | | | |
| 環境計画推進課 | | | | | | | | | |
| 自然共生課 | | 1 | 1 | | | | 1 | | 3 |
| 環境対策課 | | | | | | | | | |
| 水産振興部 | | | | | | | | | 0 |
| 水産政策課 | | | | | | | | | |
| 漁業管理課 | | | | | | | | | |
| 漁業振興課 | | | | | | | | | |
| 水産流通課 | | | | | | | | | |
| 漁港漁場課 | | | | | | | | | |
| 土木部 | 1 | | | 5 | 1 | | | | 7 |
| 土木政策課 | | | | | | | | | |
| 技術管理課 | | | | | | | | | |
| 用地対策課 | | | | | | | | | |
| 河川課 | | | | 3 | | | | | 3 |
| 防災砂防課 | 1 | | | | | | | | 1 |
| 道路課 | | | | | | | | | |
| 都市計画課 | | | | | | | | | |
| 公園下水道課 | | | | | | | | | |
| 住宅課 | | | | | | | | | |
| 建築指導課 | | | | 1 | 1 | | | | 2 |
| 建築課 | | | | | | | | | |
| 港湾振興課 | | | | | | | | | |
| 港湾・海岸課 | | | | 1 | | | | | 1 |
| 会計管理局 | | | 1 | | | | | | 1 |
| 会計管理課 | | | 1 | | | | | | 1 |
| 総務事務センター | | | | | | | | | |

() : 指撥事項の件数で内数

| 機関名 | 事務区分 | | | | | | | | |
|-----------------|--------------|----------|---------------|---------------|------------------|----------------|-------------------|----|---------------|
| | 共通 | 収入事務 | 支出事務 | 契約事務 | 補助金の交付 に関する事務 | 財産・物品 等管理事務 | 土木・建築工事 に関する事務 | 検討 | 計 |
| 公営企業局 | | | | | | | | | 0 |
| 電気工水課 | | | | | | | | | |
| 県立病院課 | | | | | | | | | |
| 教育委員会事務局 | 1 | | 1 (1) | 1 (1) | | 1 | | | 4 (2) |
| 教育政策課 | | | | | | | | | |
| 教職員・福利課 | | | | | | | | | |
| 学校安全対策課 | | | | | | | | | |
| 幼保支援課 | | | | | | | | | |
| 小中学校課 | | | | 1 (1) | | | | | 1 (1) |
| 高等学校課 | | | | | | | | | |
| 高等学校振興課 | 1 | | | | 1 (1) | | | | 2 (1) |
| 特別支援教育課 | | | | | | | | | |
| 生涯学習課 | | | | | | | | | |
| 文化財課 | | | | | | | 1 | | 1 |
| 保健体育課 | | | | | | | | | |
| 人権教育・児童生徒課 | | | | | | | | | |
| 警察本部 | | | 2 (1) | | | | | | 2 (1) |
| 議会事務局 | | | | | | | | | |
| 監査委員事務局 | | | | | | | | | |
| 人事委員会事務局 | | | | | | | | | |
| 労働委員会事務局 | | | | | | | | | |
| 計 | 4 (1) | 7 | 15 (4) | 12 (1) | 11 (3) | 0 | 6 | | 55 (9) |

別表3 (事務区分別の指摘事項及び注意事項)

| 事務区分 | 指摘事項 | 注意事項 | 合計 | | 主な事例 |
|---------------|----------|-----------|-----------|--------------|--|
| | 件数 | 件数 | 件数 | 割合 (%) | |
| 共通 | 1 | 3 | 4 | 7.3 | ・ 不要な経費の支出 ・ 決裁漏れ 等 |
| 収入事務 | 0 | 7 | 7 | 12.7 | ・ 納期限の設定誤り ・ 収入調定の遅延 ・ 納入通知書の未発送 等 |
| 支出事務 | 4 | 11 | 15 | 27.3 | ・ 支出負担行為決議書(変更)の作成漏れ ・ 通勤手当の支給誤り ・ 食糧費と旅費の調整漏れ ・ 経費支出伺(変更)の作成漏れ 等 |
| 契約事務 | 1 | 11 | 12 | 21.8 | ・ 見積書の徴取誤り ・ 仕様書で提出する旨を定めた書類の受領漏れ ・ 不適正な入札の執行 ・ 契約書等で定めた書面による承諾漏れ 等 |
| 補助金の交付に関する事務 | 3 | 8 | 11 | 20.0 | ・ 支出負担行為漏れ ・ 補助金等の過大支出 ・ 交付要綱で定めた書類の受領漏れ ・ 不適正な検査方法 等 |
| 財産・物品等管理事務 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 土木・建築工事に関する事務 | 0 | 6 | 6 | 10.9 | ・ 契約の保証期間延長の処理漏れ 等 |
| 計 | 9 | 46 | 55 | 100.0 | |

備考 各事務区分の割合は、小数点以下第2位を四捨五入している。

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和3年10月19日

高知県知事 濱田 省司

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量
室戸高等学校外45校で使用する電気 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県会計管理局会計管理課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 落札者を決定した日
令和3年9月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ウエスト電力 広島県広島市西区楠木町一丁目15番24号
- 5 落札金額
177,367,902円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
令和3年8月17日